大人尾加賀石造配任 はをまるり出かな 罪蹟男然不可完好 之甘在京春光以法於思 街沙花为似书像 八 如老 战 被 人 養 二 こなは見ばる大きる 見良正以色系治の 了る、江西、東で七月日 運力を引くる刑法とう

岩倉具視書翰(代筆 箱根戦争後,岩倉具視から軍務官吉井幸輔にあて, 小田原藩家 老の所置について書かれたもの 明治元年6月) 神奈川県立文化資料館蔵

城下に来たので心ならず三、

ところが、

所出張の隊長吉野大炊介に、一時の策略でしばらく和解するように申し渡した。

いったん和解となると 遊撃 隊 士が その機に乗じて追々関内に入りこ

者もあるようであるので、重役どもも苦心の末、 ちとるに忍びないところから兵力を振いかね、

り計らいからおこったことにて、

以上が答弁書の荒筋で、

小田原藩の苦境のほどもこれでわかるのである。

畢竟藩主忠礼の不行届につき偏に恐れ入り 四日逗留せしめた。これ全く了叟の不埓の

小 田原藩の伏罪処分 また、 江戸の藩邸は召し上げられ、 家老渡辺了叟以下、 翌二十六日、 岡山の四藩兵を率いて小田原城に入城し、 河田下参謀、 吉野大炊介・早川矢柄・関山 三雲軍監が山口 重 臣 は反 乱 の 責任を問 大総督府 ・鳥取 [小左衛 津 の達 わ

門の四 て、六月となって五日、 書を手交した。 |名が取り **シ調べのために江戸に護送された。**

責任をとって自決した。

もが箱根関所を襲ったので、 昌之助以下の脱走には寛大の御処置を受け、 それがないのはいかんとの詰問に対しては、 早速人数を差し出して防戦に及んだが、 此度翻然忠勤を抽んずべきであるの さる二十日、 遊撃隊脱走の者ど との脱れ 走兵

どもは、主家

(徳川家) に対する名義を立てたい心組みに相見えたのでこれを

また小田原城中にも同様の志ある

家老渡辺了叟の計らいで箱根関

81

同月十日、

家老岩瀬大江之進が

書を差し出している。

をとって歎願しているのが注目される。 願し「当今御一新の御時節、 念ないことを哀訴して寛典を懇願した。 ·田原藩はこの不祥事件によって一藩の命脈が重大危機に直面したので、 卑賤の下情御採用遊され候令を仰出され候御仁政有難く感戴……」と、新政府の下情採用の言 また小田原宿の組頭、 との名主以下は、 韮山代官江川太郎左衛門手付富沢正右衛門に対しても同趣旨の歎願 名主、 人足肝煎らも連名で藩主家累代の恩沢を述べて寛典を 支藩の荻野山中藩主大久保教義が忠礼の勤王に二 質

十旦、 居と削封の処分で效われたのある。 方儀は永蟄居申付……」と寛典に付して藩主忠礼に対して永蟄居を命じ、 ら斯る重大之事件不存候段、 九月二十七日に至って小田原藩の処分が決まった。「……於其方は、 これに切腹を命じて責任をとらせた。以上で新政府に抵抗した箱根戦争の幕が閉じたのである。 当時十二歳をして継がしめ、 何分にも申訳不相立候二付、已に城地領地等被召上、 翌二十八日には反逆の首謀者渡辺了叟の処分をするようにとの内命があったので、 削封して七万五千石を賜ることとなった。 不存趣申立候と雖も、 特旨をもって家督を支族荻野山中藩主大久保教義 岩丸は後に忠良と改めた。 謹慎被申置候処、 一体其方藩屛之大任に居り 今般出格之御仁恤 辛じて藩主永蟄 を以其 な 十月 が

四 版籍奉還と藩政改革

横浜に神奈川裁判所を設けた。 新政府は成立そうそう、 前記のように近畿以西の旧幕領の要地に鎮台、 裁判所を設け、 四月十九日 に至

って

翌年閏四月、 政府は「政体書」を制定して、中央・地方の新官制を定め、 地方制度は府、 藩、 県三治の体制とした。 もとよ

٤ 江覚左衛門 は執政に大久保弥右衛門・大久保将監、 原藩のごときがいったん勤王を声明しながら佐幕に反転している。 ると荻野山中藩の公議人は岡本太郎、 藩はここで体制を改め、 りこの閏四 小田原藩公議人堀江覚左衛門の発言が散見されて活躍の一端がらかがわれる。 藩主家の家知事をおくことを定めた。 月の段階では、 (兼任)、家知事は瀬戸与次左衛門が就任した。 同十月二十八日、 禄制も新たに定めた。 東北諸藩をはじめ、 「藩治職制」を制定し、 六浦藩は宇田節之助とあって公議人の名前だけは判明する。 参政に山本修理・横井主税・向井弾右衛門・正木権太夫・堀江覚左衛門、 これはこれまで各藩まちまちであった藩の職制の統一 まだ新政府の統治に服さない藩も少なくなかった。 荻野山中 六浦両藩の新人事は明らかにし*が* これはたまたま箱根戦争後の藩政立て直しの際であったので小 各藩は一 政府は諸藩の自主制を漸次おさえ、 様に藩主の下に執政 (元家老)、 たい が、 また『公議所日誌』 参政、 化であった。 関東では譜代大藩の 『官版議員人名録』 藩制の均 公議 小 化 公議人に堀 (以上藩政役 田 をは 原藩 をみる 小田 K Ħ かる で

版籍奉還 明治 わゆる版籍奉還の上表を提出した。 年 一月、 薩長士肥四雄藩主が連署して、 との上表に対して政府当局は、 長年にわたって領有してきた領地領民 (版籍) を朝廷に奉還する

奉り とれを提出した。 何分の沙汰をするという回答をした。 汰ヲ蒙リ奉リ、 娭 あり候旨伝承仕、 ら大勢となって、 誠恐誠惶頓首再拝」と述べている。 再造之御寛典、 冒頭に「謹テ言上仕候、 あいついで、 誠心曠世之卓見と奉存候、 誠感上、 ほぼ同様の奉還願いの上表を提出するということになった。 これは大小諸藩の対応をみるためであった。 何之至奉存候」、つづいて「抑、 曩ニ臣忠良之家、 とくに箱根戦争の失態を謝しているのがその特色というべく、 臣思良其例に従ひ版籍奉還、 奉触天譴、 戦慄万死之余、 方今、 更に天裁ひ仰き奉り度、 大政維新之際、 近々天皇の東京再幸の後、 ところが諸藩は、 聖恩弘大、 諸藩追々、 奉蒙天地包含、 小田原藩も三月二十一日、 四藩主の上表に順応す 右宜しく御執奏願 封土人民返上之建 公論をつくして

との一

件が小田

年の失策で片身の狭い思いがあったためにほかならない。

藩にとっていかに大きな痛手となったかを示している。 奉還理由を掲げたものもあるが、 小田原藩の場合は、 諸藩の上表はがいして四雄藩上表に追従するものが多く、 ただ天譴を謝して諸藩の例に追従するというのみである。 なか とれも前 には何

示達があって、その翌十九日、 六月十七日から、 さきの諸藩主の奉還上表を聴許するという形で版籍奉還を決行した。 大久保相模守忠良に対して「小田原藩知事被仰出候事」という辞令がでて、 小田原藩主に対しては翌十八日 忠良は新たに小田 この

原藩知事に任命され、 旧藩士も執政以下そのまま旧主の下で藩治に当たることとなった。

る そとで藩知事の家禄も二千三百四十一石となった。また旧家臣の執政以下にも旧俸禄を削減した家禄が与えられた。 小田原藩は七万五千石であったが、これは草高であって、実際の高はそれよりはるかに低い二万三千四百十石であった。 との藩知事には家禄として旧領地の現石の十分の一を与えられた。 現石 (現米) とは、 当時現在の領地 の 実収入であ

小田原藩の 改革 新されねばならなかった。 版籍奉還によって、 諸藩は領主制から、 小田原藩は、 との月、 実質的には政府の地方行政区画へと転じた。 藩知事から直書をもって左のように達した。 したがってその体制も更

振合ヲ以、 候様志願致スペキニ付、 然ル処、方今形勢一同存知之通、 「我儕不肖幼弱之身ラ以テ宗家ヲ相続致シ有難ク候、 高下ニ拘ラズ悉皆銃隊ニ団結致シ、 職制兵制等一新致改革候、夫二付、 闔藩此意ヲ体シ、専精尽力、 明詔ヲ以追々仰出サレ職制兵制等段々御変革コレアリ候ニ付、 向後、 旧勲大禄、 爾来及バズ乍ラ御先規ヲ継述致シ忠孝謙恥ヲ振起シ、 職任ニ供候様致タク候、猶委細之義ハ執政共ヨリ申聞スヘク候 弥々文武之道芸勉励致シ、合一時忠誠ヲ以テ時勢ニ応シ藩屛之任、 或ハ高席ノ者等、祖先并ニ当人共ニ対シ候テハ忍ヒ難キ情実至リ候得共、 藩々ニ於テ叡旨ヲ尊奉、夫々改制致候事故 勤王専一ニ存込候外コレナシ、 人救之職確然相立 諸藩ノ

三御目付エ

右の論達とともに藩の職制も全面的に刷新して左のように改めた。

(旧称) (山称) (改称) (山称) (山称) (山称) (山称) (山称) (山称) (山称) (山	藩に知事一人、大参事、権大参事、少参事、権少参事、
E C C C C C C C C C	かつ職制全体を一等官から九等官の九等に編制したも
(旧称) (山称) (山称) (山称) (山称) (山称) (山称) (山称) (山	
(旧称) (山称) (日称) (山称) (日称) (山称) (日称) (山称) (日称) (山称) (日本) (山本) (日本) (山本) <	
(旧称) (山称) (山称) (山称) (山称) (山称) (山称) (山称) (山	
用 人 庶務知事 山奉	
(旧称) (改称) (政称) (上称) (上称) (上称) (之称) (上称) (上称) (上称) (上称) (上称) (上称) (上称) (上	
(旧称) (改称) (日称) (公称) (日称) (公称) (日称) (公称) (日称) (公称) (日称) (公称) (日称) (公称) (日本) (公称) <	
(旧称) (改称) (日称) (改称) (日称) (公称) (日称) (公称) (日称) (公称) (日称) (公称) (日称) (公称) (日秋) (公称) (日秋) (公称) (日本) (公称) <	
頭 番 部 (改称) (日称) (改称) (日称) (改称) (日称) (公務) (日本) (公務) (日本) (公務) (日本) (公務) (日本) (公務) (日本) (公称)	
(旧称) (改称) (日称) (以称) (日称) (以称) (日称) (以称) (日称) (以称) (日本) (以称) (日本) <td>大勘定奉行</td>	大勘定奉行
寄 参 政 (旧称) (改称) (日称) (公称) (日称) (公称) (日称) (公称) (日称) (公称) (日称) (公称) (日称) (公称) (日本) (公称)	(以下略)
老格 准執政 四等官 老 執 政 町牽 那奉 工等官	
老格 准執政 町奉 化 留後 四等官 (日称) (改称)	<i>5</i> 4
老 執政 町奉 (旧称) (改称)	
(旧称) (改称) (四等官	
(旧称) (改称)	社寺奉行
(改称)	
	M

85

等をおくこととなったので、この「職員令」に準じて職制を更新してふたたび左のように改めた。 (『明治小田原町誌』上)

爵に叙せられた。	った。なお	版籍奉谭	(1	同	同	同	従二等官	同	同	同	正二等官	同	同	同	同	従一等官	同	正一等官
	明治十七年	がによって	(三等官以下略)	同	同	同	権少参事	同	同	同	少参事	公議人	同	同	同	権大参事	同	大参事
藩主が華族となったのと同時に各藩の家臣は、	なお明治十七年制定の「華族令」によって、当時の当主大久保忠礼	版籍奉還によって諸藩主は旧領地の藩知事に任命されたほか、	# T)					兼軍務局文武領主事	兼会計局主事		兼会計局主事	東京在勤		兼会計局副総裁	兼軍務局文武領副総裁		兼会計局総裁	兼軍務局文武領総裁
		た任命		石原	奥	大久保一	山本	近藤	石原五	中垣	三幣	堀江	正 木	向 井	横浜作-	山本	大久保綱三	加藤
		された		渡	孫六	一養	九三	繚	石原五郎右衛門	斎	玄	勇	新	東	中郎	節		亨
色は、	当主	たほか							門	(斎高)							前名	
幕臣などとともに目見以上を士族、以下を卒とした。この明	大久保忠礼(明治十年の西南戦争で忠良戦死となって忠礼再承)が子	、京都の公卿とあわせて華族となった。大久保忠良も華族とな															(弥左衛門)	

86

一、文武局監察申合日々壱人つゝ終日詰切之事一、文武督学御用途之節は申合成丈日々見廻之事

八万四千二百五十七人、内男四万三千三百十一人、女四万九百四十六人とある(有信会文庫「明治二年十月藩政其他取調一件帳」 六十九軒、人口千五百七人、内男七百七十一人、女七百三十六人とある。士族以外をあわせた全一万七千三百九十六軒、 治二年当時の小田原藩の士族、 「闔藩戸数人口取調」の士族、卒の戸数、人口は一致するが、他の数字は一致しない)。 によると士族の戸数は七百五十四軒、人口二千八百九十一人、内男千九百十二人、女千九百七十九人、卒戸数四百 卒の数はどれほどあったか、『藩制一覧』(旧修史館本・明治二、三年にわたる各藩書上げ、 日本史籍 中

全く米三拾俵高を定給とし其職高より割合を以軍資金を上納すべし、全給三十俵に盈ざる者は出張中三拾俵に増す」とある。 に至るまで職員に列せざる者総て兵隊に団結す、 つぎに兵制については『明治小田原町誌』引用の「兵制変革規則」(明治二年六月の条)に「留後班より以下門地に拘らず平 且給禄を平均するの大意を表し、仮令大禄の者たりとも兵隊に編入する上は 士

また「藩政其他取調一件帳」に左の兵員数がある。

のを、 き集成館と称したが、藩内では文武館と称した。 第大隊 つぎに学制も改革された。小田原藩にはすでに藩校文武館があった。これは大久保忠真が文政五年に開校したもので、表向 士分以下も文武の教授を受けられることとした。 但八小隊 人足 三百八十一人、散兵二小隊 六月、 との文武館の規則を改正し、 改正規則は左のとおりである。 人足 九十四人、大砲二門 従来、 士分以下は入学を許さなかったも 人足 二十三人

執政参政庶務知事之内日々見廻り之事 一、文武知事申合終日四人つゝ詰切之事

但当分是迄助教師詰刻限之通可相心得候事、文助教師申合終日四人つゝ詰切之事

翌三年九月十日、中央で新たに「藩制」が制定されると小田原藩では翌十月十九日、 但当分是迄学頭詰刻限之通可相心得候事 藩知事直書の諭書を発し、

今般朝廷か

れに準じて九等官となるわけである)。

ではなく、 ŋ 誠にやむをえないことゆえ、 ら藩政御規則 以下史生、 それぞれ祖先、 三年八月に中央政府制定の「官禄定則」によるもので、 (「藩制」か) がでたので、その御趣意によって全藩、 庁掌、文教助、 またはその身の勲功によって与えられた席次を失う者も少なからず、さぞかし不本意の者もあろうが、 一同遺失なく相心得、 武教師の十六等官に至る藩庁役人の等級を定めた(この新官等は、 いよいよもって全藩一和朝旨を奉ずるようにと述べ、大参事が九等官とな 地方官では県知事が七等官、 従来の席次を廃し、一等以下十六等の等級に改める。 権知事が八等官であるから、 前掲明治二年六月の 藩の大参事はそ 「官職順席 その

良は先代忠礼とともに居城をでて元杉浦邸に移った。天主閣は破却後金九百両で処分することになって、 本陣脇本陣の廃止 小田原城の破却と 破却を実見した故老の話によると、 明治三年の閏十月二十日、 ったものであり、 また藩としても補修の経費に窮したからであった。 天主閣屋上の鯱は銅製で、天正九年の銘があったという。 藩知事から小田原城破却の申請がでた。これは政府の旧城郭破却の方針に添 との申請が許されると、 これを町民の観覧に 藩知事忠

は町年寄を首席として以下伝馬所元締役、 人は従来 束を固め、 彦十郎の四軒で、 同月、 また、 家柄によって定められていたが、 年始めの贈物を禁止するなどを説くとともに、 そとで町政も改革を要するので同年十二月二十六日、 旧小田原宿の本陣、 商家はいよいよ奮発してその道にはげんで繁栄をはかるべしと、時代相応の転換の工夫を説いた。 ほかに脇本陣が四軒あった。 脇本陣を廃止した。 用達 これからは人才挙用の趣旨で抜摺する。 との本陣廃止で旧来の小田原宿の立前も失われて、東海道筋のたんなる地方都 伝馬所年寄、 このとき本陣は、 町民の生計も従来どおりでなくなろうから、 名主、 町年寄から十一条の諭達がでた。まず、町として新たな結 取締役、 清水金左衛門・片岡永左衛門 組頭、 用聞等の席次を定めた。(『明治小田原町誌』) 以上のような町政刷新をはかり、 町民はそれぞれ ·久保田甚四郎 また町役 町役人 土地 清水 相

第1章 神奈川県の成立 **慢利艇多** 防房設部 荻野山中藩松下大属の辞令 松下重治氏蔵 て荻野山中藩知事に任命された。 めている(前掲 旧来の山 代替領地は、 万三千六百八十四石余となった 版籍奉還と荻野 ・六浦藩 『荻野山中藩』)。 Ш

すでに伊豆国の領地は、 替はこの年五月、 救済に尽力をし、その結果、 荻野 • 伊豆 山中藩 両国にある領地高九千八百九十石余が上知を命ぜられ、 近世2荻野山中藩参照)。 荻野山中藩は譜代一万三千石の領地が相模国諸郡と駿河・ 徳川宗家を継い 韮山代官 本藩は減封によって辛らじて存続を許された。ところが、 (韮山県) の管下に組みこまれていたのである。 だ田安亀之助 明治を迎え、 (後徳川家達) 本藩の小田原藩が箱根戦争の渦中にまきこまれて譴責をうけると、 が新たに駿河国静岡七十万石に封ぜられたためと思われるが 相模国愛甲郡に代替領を与えられることとなった。 伊豆両国にまたがった藩領構成であった。 明治元年九月、所領の大半を占める駿 との領

戸室村以下二十四か村が与えられた。 収納が大減収となった。 とのように荻野山中藩領の一部が上知されたが、 翌二年の三月下旬となって、 旧領中荻野村以下六か村とあわせて、三十か村総高 代替地の交付が遅れたのでその年 代替地に予定された相模国愛甲郡内で ゥ 年貢

では戸室村以下十九か村となっている)。このようにして荻野山中藩 中陣屋は山中民政局と改まった。 資料編5近世②二九九号文書による。 (前掲 『荻野山中藩』の 翌四月には庶政更新のために 前記 『荻野山中藩』二〇七~二〇八ページ引用資料 「明治維新と荻野山中藩」による。 は 領地が 「郷中御条目」を定 相模国に集中し、 なお、

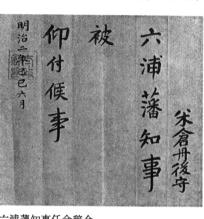
も奉還の上表を提出したので、 明治二年正月の四 [雄藩主の版籍奉還の上表の趣 六月二十三日、 藩主大久保教義が改 旨に添 って荻野山

小田原藩同様、

89

中

藩政を改革して大参事には旧家老井戸平格



六浦藩知事任命辞令

米倉達子氏蔵

いが、

当時、

社寺、

勧業、教育等の部局があった。 松下祐信の自伝には当時の藩政の模様

があるが、 教育の情況については、次のような記事がある。

修理シ、之レニ若松ヲ移シ、以テ郷学校トナシ、村民子弟ノ教授ヲ司ラシム、予諸有志 ル学問アリ、決テ普通ノ村夫ニアラズ、則チ永野ト協議シ同村内ニ於ル荒廃セシ家屋ヲ 子弟ニ漢学ヲ教授ス、即チ村夫子ナルモノナリ、彼レ性磊落酒ヲ好ミ所長ナシト雖モ頗 常ニ之レラ慨ス、時に岡藩ノ処士若松幹男ナル者管下下妻田邑富農永野茂ノ家ニ寄遇シ 不完全ナル読書ヲ授クルト、所謂寺子屋者流ノ児童ニ筆ヲ教エルモノアルニ過ギズ、予 「教育ハ昔時士人以上ニ行ハレ民間ニハ行ハレス、民間稀レニ見ル処ロノモノハ僧侶 共ニ臨ミ開校式ヲ挙ク、当時地方民間始テ咿唔ノ声ヲ聞クニ至レリ、次ヒテ山際邑亦

竣ニ至テ管内教育ノ作振ヲ促シ、風教ノ効果空シカラス、大ニ学問思想ヲ鼓吹セリ・・・・・・」

郷校ヲ開ク、

『藩制一覧』によると、士族七十二戸、人口二百八十 五人、内男百四十二人、女百四十一人、卒三十三戸、人口五十七人、

内男三十七人、女二十人(外に卒二十五人)士族卒以外戸数二千二百二十六戸、人口一万二千二百五十五人とある。

でに散失しているので明らかにしがたいが、前掲『藩制一覧』には、草高一万一千九百九十九石余、士族七十九戸、人口三百 三百六十二戸、人口一万二千八百四十八人とある。とのような三藩の体制のもとに明治四年七月の廃藩を迎えたのである。 二十四人、内男百四十五人。女百七十九人、卒八戸、人口四十六人、内男四十人、女六人、平民二千百三十五戸、総戸数二千 (藩主米倉昌言)について資料編5近世②には関係資料が載っているが、明治以降のものはない。当時の藩政資料はす

が就任した。現在関係資料が散失しているので改革の具体的なことは判然としな

大属となった松下祐信の自伝によると、民政局には租税、

聴訟、

断

とくに有名である。

そして関門のなかが関内、

第四節 開港場の新文化

横浜絵

社が「英一番館」を建てて以来、外国の貿易商はつぎつぎに商館を建ててゆく。 ħ 日本のなかの異国 さらに外国との貿易を目的として住みついた日本人の住居が立ち並んだ。居留地のなかには広い道路が開かれて海岸に達 また海岸に沿っては遊歩道が設けられた。 ととである。 わゆる安政の通商条約によって、 開港後の横浜は、まさしく日本のなかの異国であった。ここには外国人の居留地が造成さ 開港の翌年、 横浜が開港されたのは、 すなわち万延元年(一八六○)二月、ジャーディン・マジソン会 安政六年六月二日(一八五九年七月一日) の

まもるために、 わゆる尊王攘夷の気風がみなぎっていた。外国人で殺傷される者も少なくない。そこで幕府は、 居留地に通ずる道路に七か所の関門を設けて、きびしく通行人を取り締った。 関門のなかでは、 居留地の安全を 吉田橋関門が

外が関外と呼ばれるようになった。

にすぎなかった横浜は、こうして異国の香りが満ちあふれる市街へと、にわかに変容していった。

月(一八五九年十二月)には完成する。立ち並んだ妓楼のなかでも、ひときわ目立ったのが岩亀楼であり五十鈴楼であった。と て、ことを港崎町と名づけて、遊廓が形成されたのである。 外国人のために遊廓もつくられた。 幕府の指示によって、 太田屋新田のらち一万五千坪 工事は遅れて、 開港までには間に合わなかったが、 (現在 横浜公園 二帯 の 安政六年十 沼 地 を 埋 立

かつては神奈川宿のかたわらに連なる一寒村